



沢辺税理士事務所通信

平成 29 年 4 月 1 日号

NO.038

法人の種類と特徴

法人を設立する！と言いましても、今は複数の選択肢があり、以前より設立しやすくなっています。それぞれの特徴やメリット、デメリットを説明させていただきます。

(1) 株式会社

最も一般的な法人形態。設立には登録免許税などの諸費用が 20 万円強かかります。現在では**資本金が 1 円から、役員も 1 名から設立**することができます。

(2) 有限会社

平成 17 年以降は新規設立ができなくなった法人(存続は可)。それまでは法人の設立に、有限会社は 300 万円、株式会社は 1,000 万円の資本金が最低でも必要であったため、少ない資本金で法人を設立するためによく選ばれていた形態です。

(3) 合同会社

有限会社の設立ができなくなった同時期に新しくできた法人形態。**諸費用が 10 万円程度で設立**できる。株式会社と異なるのは**出資者と業務執行役員が一体**である点で、家族経営なら問題は出にくいですが、多くの出資者から資金を募りたい場合や、資本と経営を分離したい場合は不向きです。

(4) 一般社団法人

平成 20 年以降は諸費用 12~18 万円程度で**誰でも設立できる**ようになりました。事業内容が特に制限されるわけでもありませんので、**法人にパブリックなイメージを与えるために設立**するケースのほか、株式が存在しないという法人の特性を生かして**相続税対策のために設立**する場合があります。また、非営利型法人や公益法人として(従来からの社団法人のように)非収益事業について法人税の優遇等を受けることも可能です。

(5) 医療法人

現在では医師 1 人でも設立ができる法人。平成 19 年以降に設立される医療法人は出資金が「**基金拠出型**」となっており、基本的には、**出資した金額は最終的に国庫に帰属**することになっています。そのため、**出資金の相続評価が額面金額より上がらないという表裏一体の特徴**があります。その名のとおり医療提供行為を目的とした法人で、配当が禁止されている点なども特徴的です。

(6) NPO 法人

正式には「**特定非営利活動法人**」。特定の 20 種類の分野の活動を行う、一定の要件を満たす法人として認可を受ける必要があります。社会福祉法人ほどの法人税等の優遇はありません。

この他にもたくさんの法人形態がありますが、今回は割愛させていただきます。当事務所では、法人設立のシミュレーションや、提携司法書士と連携して法人設立手続きの代行ができます。お気軽にお問い合わせください。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>